会誌および会員名簿等の取り扱いに関する規約

上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という。）の会誌および会員名簿等の取り扱いに関する基準を以下に定める。

第１条（改訂および発行）

１．会員名簿の改訂は、必要に応じて行うものとし、会長が原本を、会計が副本を管理する。

２．会誌および防災マニュアルの改訂発行は、原則として２年に１回とする。但し、記載内容に大幅な変更がない場合は、この限りではない。会誌および防災マニュアルを改訂する場合は、本会役員会における検討結果をふまえ、会長の決裁をもって行う。

３．会誌および防災マニュアルを発行する時期は、役員会で決定する。ただし、会則の変更を伴わない場合は、この限りではない。会誌および防災マニュアル発行後に記載内容に変更が生じた場合は、必要に応じて変更部分の追補版を発行し全戸配付するものとする。

第２条（会員名簿の記載事項）

１．会員名簿への登録は、本会の会則に定める会員資格保有者に限定する。

２．会員名簿の記載内容は、本会に届け出ている会員の氏名、住所および電話番号とする。ただし、電話番号については、会員本人からの申し出により不記載とすることができる。

３．本会に対して本条２項の会員情報の一部または全部を届け出ていない会員は、届けが出された項目に限定して記載する。氏名不開示の会員については氏名記載欄に（不記載）を表記する。

４．会員資格保有者全員の氏名および住所（部屋番号）を本会に届け出ない共同住宅については、当該共同住宅名と会費納入人数を記載する。

５．法人会員については、法人名またはその代表者氏名を記載する。

６．空き地、駐車場および会員が存在しない共同住宅については記載しない。

７．会員名簿は、ブロック別に班を区分して編集する。

８．会員資格の種類を名簿に表記しない。

９．共同住宅については、管理会社名または管理責任者名ならびに連絡先電話番号を記載する。

第３条（会誌および会員名簿等の配付）

１．会誌および防災マニュアルは、発行の都度、全ての会員世帯に１部配付する。

２．会員名簿は、2019 年 4 月 1 日以降、原則として会員に配付しない。

第４条（会員名簿の譲渡および売却の禁止）

１．会員名簿は個人情報保護法の適用対象となるため、本会の会則および本規約に基づき、発行年度に係わらず、配付された会員名簿を本会の利用目的以外に使用すること、および本会に無断で他人に譲渡または売却することを禁ずる。

２．会員名簿および会員名簿を含む本会会誌を廃棄する場合は、会員情報が読み取れないように細断破棄するか、または西宮市の廃品回収時に廃棄することとし、民間事業者の廃品回収に拠出しない。

２０１７年１０月制定

２０１９年１０月改正